

## 本人確認へのご協力をお願いについて

### お客さまへのお願い

国際的な要請を受け、マネー・ローンダリング（資金洗浄）、テロ資金供与防止を目的として、平成19年1月4日（木）からは、10万円を超える現金による振込を行う場合などについても、新たに本人確認が必要となるなど、本人確認法施行令等が改正になりました。

お客さまにはご不便をおかけする場合もあるかと存じますが、なにとぞご理解のうえ、ご協力くださいますようお願い申し上げます。

当行では、これに伴い、平成19年1月4日（木）より10万円を超える現金によるお振込み等について以下のお取扱いとさせていただきます。

#### <窓口のお取引の場合>

- ・ 当行窓口で、10万円を超える現金によるお振込をされる場合は、お客さまの「本人確認」をさせていただきます。
- ・ 10万円を超える現金による各種料金のお支払い（公共料金等）にあたっては、お客様の「本人確認」をさせていただきます。ただし、国や地方公共団体への各種税金・料金等の納付を除きます。
- ・ 10万円を超える現金による銀行振出小切手の発行またはお支払いは、お客様の「本人確認」をさせていただきます。

#### <ATMのお取引の場合>

- ・ 当行のATMでは、10万円を超える現金によるお振込はお取り扱いできません。
- ・ **当行キャッシュカードによるお振込をご利用ください。**ただし、「本人確認」がお済でない場合には、お振込ができない場合がありますので、この場合につきましては、窓口等における「本人確認」手続きにご協力くださいますよう、よろしくようお願い申し上げます。
- ・ 当行キャッシュカードによるお振込には、ご利用限度額が設定されています。

#### <本人確認書類>

ご本人、法人の代表者などご来店された方の本人確認にあたり、次の本人確認書類をご提示していただきます。

- ・ 個人のお客さまの場合  
運転免許証、健康保険証、国民年金手帳、旅券（パスポート）、母子健康手帳、身体障害者手帳、外国人登録証明書 など  
名義人以外の方がご来店される場合は、名義人ご本人の「本人確認」に加え、ご来店される方の「本人確認」をさせていただきます。
- ・ 法人のお客さまの場合  
登記事項証明書 など  
代表者さまなど、お取引をご担当される方の個人の「本人確認」をさせていただきます。

くわしくは、当行窓口までお問い合わせください。

# 本人確認にご協力ください

平成19年1月4日以降、10万円を超えるお振込みは、次のようなお取扱になります。ご協力お願いいたします。

## 現金でお振込みを行う場合

- ・窓口にて、運転免許証、健康保険証などの本人確認書類を提示のうえ、お振込みください。
- ・ATMでは10万円を超える現金の振込みができません。

## 預金口座を通じてお振込みを行う場合

ATM・窓口のいずれにおいても、従来と同様のやり方でお振込みいただけます。

ただし、口座開設時に本人確認手続きが済んでいない場合には、本人確認書類の提示がないとお振込みができません。

なお、当行では次の場合についても本人確認を実施しておりますので、ご理解のうえ、ご協力をお願い致します。

- ・ 自店取引の場合 ... 金額50万円以上のお支払い取引
- ・ 僚店取引の場合 ... すべてのお支払い取引

## ご提示いただく本人確認書類

個人のお客さま：運転免許証、健康保険証、国民年金手帳、旅券(パスポート)、  
母子健康手帳、身体障害者手帳、外国人登録証明書など  
法人のお客さま：登記事項証明書など

## 本人確認書類のご提示をしていただく場面

現 行	平成19年1月4日以降
・ 預貯金口座の開設 ・ 保険契約 ・ 200万円を超える大口現金取引 ・ 金銭の貸借 ・ 有価証券の売買 など	10万円を超える現金の振込などを新たに追加

詳しくは、窓口へお問い合わせください。

